

後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり、高齢者に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

対象となる方

▼75歳以上の方
▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方

保険証の更新について

本年8月から保険証が変わります。新しい保険証は、7月中旬に送付します。

医療費が高額になったとき

入院・外来の際の保険適用分の医療費が、それぞれの所得区分による自己負担限度額を超えた場合に、その支払いが自己負担限度額までとなる制度があります。所得区分による申請基準がありますので、下記の「表1」を参照ください。

*現在、限度額認定証をお持ちでない方は、下記の①または②の事前申請が必要です。既に申請済みで、引き続き対象の方には、各認定証を保険証に同封して送付します。

(表1) 高額療養費に該当する場合の申請基準

所得区分	基準	限度額認定などの発行・申請の要
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	×
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	○
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	○
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方	×
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	○
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で世帯の所得が一定の基準以下の方と、老齢福祉年金受給者	○

① 限度額適用認定証(現役並み所得者)
② 限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の方)

保険料について

納付方法は大きく分けて下記の2種類があります。

- ・事前申請に必要なもの(保険証)
- ・印鑑(スタンプ印は不可)

後期高齢者医療保険料の均等割額9割軽減の皆さまへ

後期高齢者医療保険料の均等割額について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度から8割軽減になります。また、介護保険料については、今年度から所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。所得の低い年金受給者の方へは10月から、年金生活者支援給付金(基準月額最高5,000円)の制度が始まります。詳しくは問い合わせください。

(例) 年金収入80万円以下の方

平成30年度	令和元年度
9割軽減	8割軽減
保険料の納付額(1割) (月平均 約420円納付)	保険料の納付額(2割) (月平均 約840円納付)

- 介護保険料の軽減は、課税者が同居している場合は対象外となります。
- 老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)を受け取るためには、以下の支給要件を全て満たす必要があります。
 - ・65歳以上で老齢基礎年金を受給中であること
 - ・世帯全員が住民税非課税であること
 - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下であること
- 医療保険料を年金天引きで納めている場合、天引き額への影響は、本年10月からの予定です。

問合せ先

- ▶ 後期高齢者医療制度について 本庁保険年金課 (内線 2831・2832)
- ▶ 介護保険について 本庁高齢・介護福祉課 (内線 2820・2821)
- ▶ 年金生活者支援給付金について 年金ダイヤル (0570-05-1165)

適正な医療機関受診のために

今年度から、後期高齢者医療保険に加入されている方を対象に、皆さまの健康と生活水準の維持を図るとともに、医療費適正化を推進するため、自宅訪問による保健指導を実施します。対象者の方には事前にお知らせしますので、ご協力ください。

① 重複・頻回受診者

訪問事業

過去4カ月間の診療により、同一疾病で4つ以上の医療機関を受診している方や、毎月15日以上医療機関を受診している方を対象に、訪問して現在の生活の状況などをお聞かせいただきます。健康の保持、増進や疾病の早期回復、適正な服薬状況のためのお薬手帳の活用などについて詳しく説明させていただきます。

② 未受診高齢者

健康づくり訪問事業

過去1年以内に、医療機関、長寿健診のどちらも受診していない方を対象に訪問し、後期高齢者医療保険事業の説明や健康状態の確認をさせていただきます。



③ 要医療者等

訪問事業

長寿健診などの結果により、医療を受けることが必要だと判断された方を対象に訪問し、生活習慣病の早期治療につなげ、重症化を予防するとともに、健康づくりなどについてのお話をさせていただきます。

適正な医療機関の受診は、あなたの健康の保持・増進、そして医療費の増加を防ぐために必要です。

普通徴収の納期

期別	納期限
第1期	7/31(水)
第2期	令和 9/ 2(月)
第3期	元年 10/31(木)
第4期	12/ 2(月)
第5期	令和 1/31(金)
第6期	2年 3/ 2(月)

年金から自動的に天引きする納付方法を特別徴収といいます。後期高齢者医療制度加入の方は、原則として年金天引きで納めます。
*この方法で支払う場合は、手続きの必要はありません。ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書でお知らせします。

■ 普通徴収(納付書や口座振替)
市役所から自宅に送付された納付書や金融機関への手続きによって口座振替で支払う納付方法を普通徴収といいます。
*年齢到達や転入などにより、新たに後期高齢者医療制度の対象になった方などが対象です。

特別徴収(年金からの天引き)

決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、「今までどおり年金天引きされるだろう」「口座振替されるだろう」と思われていませんか。所得の変更や世帯構成の変更などにより、納付方法が変わる場合があります。

決定通知書が届いたら、納付書が入っていないか、必ず確認しましょう。

決定通知書は、このような黄色の封筒で届きます。

